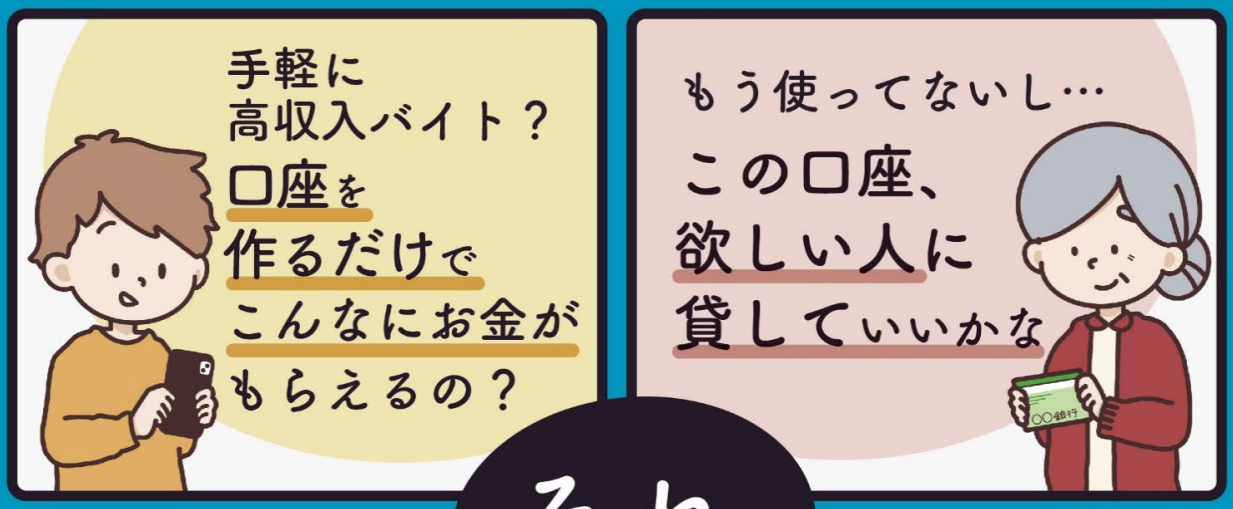

それ、犯罪です！

口座を売ったり貸したりすると罪になります！

他の金融機関でも口座の開設や利用ができなくなる場合があります

口座を売る側・買う側、譲渡する側・譲り受ける側、貸す側・借りる側、いずれも「犯罪行為」であり、法律による処罰の対象となります。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座（投資詐欺や振り込め詐欺など）や、マネー・ローンダリングなどの犯罪に悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。

不安だな、と感じたら…
金融機関または警察までご相談ください

金融庁 Financial Services Agency

警察庁 National Police Agency

特殊詐欺対策ページで詳細をチェック！

大阪府警察信用組合
大阪市中央区大手前3-1-11
大阪府警察本部内